日病薬の最近の動き(32)

がん専門薬剤師、感染制御専門薬剤師認定制度がいよいよスタート

專門薬剤師認定制度特別委員会 委員長 岩本喜久生

専門薬剤師認定制度の必要性

医療現場に働く薬剤師は、まずファーマシューティカルケアのジェネラリストであります。近年の医療の高度化・専門化の進展とともに、種々の専門医集団による集学的・統合的治療が導入され普及しつつあります。このような医療変革、診断・治療技術改革の中で、経済効率をも重視した医薬品適正使用の重要性は一層増大し、さらに、例えば抗がん剤投与に関連する重大医療事故の多発等にみられる最近の動向は、多くの医療機関とその医療チームがジェネラリスト薬剤師のレベルアップのうえに特定領域・分野に精通した知識・技術を備え豊富な経験を有する専門薬剤師を必要とするようになってきました。これは、国民・社会からの要請でもあると思われます。そこで、日本病院薬剤師会(以下、日病薬)は、昨年度より専門薬剤師認定制度特別委員会(以下、特別委員会)を新たに設置し、当面、がん薬物療法、感染制御、栄養療法の3つの領域について具体的検討を開始し、がんと感染制御については本年度後半からスタートさせることとなりました。

本稿では、特別委員会の活動と認定申請資格について概説しましょう。

特別委員会の活動の概要

本特別委員会では、当初、緊急性の高い領域として、がん薬物療法、感染管理、栄養療法支援の3つを位置付け、それぞれの専門薬剤師認定制度を具体化する取り組みを開始しました。日病薬執行部からは、「2年以内に制度を具体化し、認定事業を開始するように」という旨の強いお達しが出されました。早速、がん薬物療法小委員会(井上忠夫委員長)、感染制御小委員会(尾家重治委員長)、栄養療法小委員会(松原 肇委員長)の3つの小委員会を組織し、各小委員会において認定制度・認定資格(案)などの原案作成作業にとりかかりました。当然のことながら、各専門領域とも、関連医学会等との緊密な連携が必要であり、それぞれの小委員会メンバーには1名以上の医師などの学会側委員を委嘱し、協議に参加していただきました。

がん専門薬剤師認定制度の検討においては、日本癌治療学会や日本臨床腫瘍学会との事前協議を行いつつ、委嘱した医師委員の協力の下、制度(案)を鋭意検討してきました。これらの学会では、丁度、それぞれの専門医制度を具体化し始めたタイミングでもあったため、我々病院薬剤師側への協力要請も受けました。すでに具体化した、あるいはしつつある協力内容としては、各学会年会時に連動して行われる(あるいは予定の)「コメディカル教育セミナー」への講師派遣やセミナー企画などがあります。一方、感染制御専門薬剤師認定制度の検討においては、日本環境感染学会との協力・連携がとられました。ここでは、すでにinfection control doctor (ICD) 制度協議会によるICD認定制度があり、病院薬剤師も約30名程度が認定されているという実績があります。また、栄養療法(支援)専門薬剤師制度についても、すでに日本経腸静脈栄養学会(以下、JSPEN)によりNST薬剤師が約90名程度認定されており、昨年11月新たに発足した日本栄養療法推進協議会にその認定事業が移管されます。日病薬はこの協議会のメンバーでもあり、特別委員会・小委員会としては、とりあえずJSPEN認定のNST薬剤師が自動的にNST専門薬剤師に呼称変更されるよう要望しています。すなわち、栄養療法専門薬剤師については、基本的に学会・協議会主導の認定でもってそのまま専門薬剤師認定とみなすことにしています。

一方,この間,日本薬剤師研修センターを機軸として我が国の認定制度の整備を目標として薬剤師認証制度協議会が設立され、米国での認証・称号制度と対比させて、我が国の認定・認証制度を、生涯研修制度、専門薬剤師制度、薬剤師顕彰制度の3つに分類・整理することが提案されました。やがてそれらの認定・認証事業を行う母体の設立が具体化され、昨年5月に日病薬を含む薬学・薬剤師関係7団体からなる有限責任中間法人日本薬剤師認定制度認証機構(以下、認証機構)が発足しました。従って、特別委員会が主体的に検討してきたがん専門薬剤師をはじめ各専門領域の薬剤師

認定制度は、原則としてこの認証機構への認証申請を行い、正式な認証を受けることになります。

特別委員会では、全体の総則となる日病薬専門薬剤師制度大綱(案)の作成も手がけてきました。この大綱は、すでに3月の日病薬執行部会議(運営会議)等にて承認されました。さらに、特別委員会ではがん薬物療法小委員会および感染制御小委員会においてそれぞれ検討してきた認定制度の根幹部分である2つの分野の認定申請資格(案)について、両分野間での整合性・統一性を図り、さらに関連医学会専門医認定制度規定とのバランスに配慮しつつ慎重審議した結果、本年6月に最終原案作成に至りました。これは、7月の運営会議および常務理事並びに委員長会議にて承認され、本会ホームページ上にも公表しました。

がんおよび感染制御専門薬剤師認定申請資格

前述のようにすでに承認された申請資格をそれぞれ表1,表2に示しました。表1と表2を比べると,資格条件の(1)と(2)は全く同一となっており,(3)と(5)は関連医学会を区別して表記しています。資格条件の(4)~(6)は,関連する専門医認定申請資格等とのバランスや領域間の整合性などを十分配慮し審議した結果を凝縮しています。なお、いずれの領域についても、初回のみ過渡的措置を講ずることとしました。今後,資格審査、認定試験、研修、講習などに関する細則事項や申請書類様式等の認定事業実施上の事案については、それぞれの専門領域に設置する認定審査委員会、試験委員会、研修委員会において具体化されます。感染制御専門薬剤師の第1回認定試験は、平成18年1月14日(土)・15日(日)に東京において実施される予定であり、詳細が決定され次第、本会ホームページおよび本誌に公表いたします。

表1 がん専門薬剤師認定申請資格

がん専門薬剤師認定申請資格

以下のすべてを満たす者は認定を申請することができる。

- (1) 日本国の薬剤師免許を有し、薬剤師として優れた識見を備えていること。
- (2) 申請時において、日本薬剤師研修センター認定薬剤師、日本病院 薬剤師会生涯研修履修認定薬剤師、あるいは日本医療薬学会認定 薬剤師であること。(海外での研修、教育を受けた者は別途審査 する)
- (3) 薬剤師歴が5年以上あり,日本薬剤師会,日本病院薬剤師会,日本薬学会,日本医療薬学会,日本癌治療学会,日本臨床腫瘍学会のいずれかの会員であること。
- (4) 申請時において、引き続いて3年以上、日本医療薬学会、日本癌治療学会、日本臨床腫瘍学会のいずれかが認定する施設においてがん薬物療法に従事していること(所属長の証明が必要)、あるいは日本病院薬剤師会専門薬剤師認定制度委員会が認定する研修施設において病棟業務、抗がん剤注射剤ミキシング、TDM、緩和ケアなどの実技研修を3ヵ月以上履修していること。
- (5) 認定対象となる講習(日本病院薬剤師会あるいは各都道府県病院 薬剤師会が実施するがん領域の講習会,日本がん治療学会や日本 臨床腫瘍学会が主催する教育セミナーなど)を所定の単位以上履 修していること。
- (6) 日本薬学会,日本医療薬学会,日本癌治療学会,日本臨床腫瘍学会の各年会,日本薬剤師会学術大会,関連する国際学会あるいは全国レベルの学会においてがん領域に関する学会発表が3回以上(うち,少なくとも1回は発表者),複数査読制のある国際的あるいは全国的学会誌・学術雑誌にがん領域に関する学術論文が2編以上(うち,少なくとも1編は筆頭著者),薬剤管理指導の実績50症例以上(複数のがん種),のすべてを満たしていること。
- (7) 所属長 (病院長あるいは施設長等) の推薦があること。
- (8) 日本病院薬剤師会が行う認定試験に合格していること。

なお、平成17年度については、別に定める方法・様式により推薦された (1)~(7)に該当する有資格者を対象に、がん専門薬剤師部会・認定審査委員 会が審査し認定薬剤師として委嘱する過渡的措置をとることとする。試験 による認定は平成18年度から開始する。

表 2 感染制御専門薬剤師認定申請資格

感染制御専門薬剤師認定申請資格

以下のすべてを満たす者は認定を申請することができる。

- (1) 日本国の薬剤師免許を有し,薬剤師として優れた識見を備えていること。
- (2) 申請時において、日本薬剤師研修センター認定薬剤師、日本病院 薬剤師会生涯研修履修認定薬剤師、あるいは日本医療薬学会認定 薬剤師であること。(海外での研修、教育を受けた者は別途審査 する)
- (3) 薬剤師歴が5年以上あり,日本薬剤師会,日本病院薬剤師会,日本薬学会,日本医療薬学会,日本環境感染学会のいずれかの会員であること。
- (4) 申請時において、引き続いて3年以上、病院等施設内の感染対策 委員会またはICTメンバーとして感染防止対策に関与している こと(病院長あるいは施設長等の証明が必要)、あるいはICD制度 協議会が認定するインフェクションコントロールドクター (ICD) の資格を有していること。
- (5) 認定対象となる講習(厚生労働省,日本病院薬剤師会,各都道府 県病院薬剤師会が実施する感染対策領域の講習会,日本環境感染 学会の教育セミナーなど)を所定の単位以上履修していること。
- (6) 日本薬学会,日本医療薬学会,日本環境感染学会,日本薬剤師会学術大会,関連する国際学会あるいは全国レベルの学会において感染制御・防止対策に関する学会発表が3回以上(うち,少なくとも1回は発表者)、複数査託制のある国際的あるいは全国的な学会誌・学術雑誌に感染制御・防止対策に関する学術論文が2編以上(うち,少なくとも1編は筆頭著者),病院・施設内における感染制御・防止対策に関与した業務内容報告の提出,のすべてを満たしていること。
- (7) 所属長 (病院長あるいは施設長等) の推薦があること。
- (8) 日本病院薬剤師会が行う認定試験に合格していること。

なお、平成17年度前期については、現にICD有資格者である者を感染制御専門薬剤師部会・認定審査委員会が審査し、認定薬剤師として委嘱する過渡的措置をとることとする。試験による認定は平成17年度末までに開始する。

新たな専門薬剤師業務領域

日病薬は、精神科専門薬剤師および高齢者専門薬剤師(仮称)の認定制度を新たに検討することとしており、前者については、すでに小委員会(委員長:吉尾 隆)を立ち上げました。一方、後者については日本薬学会医療薬科学部会が中心となり、これも動き出しました。さらに、HIV専門薬剤師の創設の動きもあります。